

MONEY FOR PRESIDENT

高橋FPの 社長が知りたい お金の話

ファイナンシャル・プランナー
高橋 学



55歳。証券会社勤務を経て、ファイナンシャル・プランナーとして独立。証券会社時代から多くの経営者をクライアントに持ち、お金に関するアドバイスをを行っている。

大綱で読む2024年度の税制改正

賃上げ促進税制の拡充に注目!

こんにちは、高橋学です。昨年末、2024年度の税制改正大綱が閣議決定されました。この大綱を踏まえた「税制改正法案」が国会で審議され、成立した法令は順次施行されることとなります。今回は、その中で中小企業の経営に関する2024年度の税制改正のポイントを紹介しましょう。

まず注目したいのが、図表1-①の「賃上げ促進税制の拡充」です。中小企業向け賃上げ促進税制は、中小企業者等が、前年度より給与等の支給額を増加させるなどした場合に、その増加額の一部を法人税から税額控除できる優遇制度。図表2に全体像を示しましたが、現行制度に2つの拡充(NEW!の部分)が図られます。

1つ目は、女性活躍や子育て支援に熱心な企業への控除枠の新設。厚生労働省が女性活躍企業に与える「えるぼし」などの認定状況に応じて、5%の税額控除を上乗せします。これによって現行最大40%の税額控除は、最大45%へと拡大されます。

もう1つは「繰越控除措置」の導入。こちらは、賃上げ要件は満たしたものの赤字だった場合に、税額控除分を5年を限度に黒字になった決算期に持ち越して使えるように

するもの。赤字では税額控除は受けられません。同措置の活用により、恩恵を受けられる企業が増えそうです。

特例承継計画の提出期限を2年延長

中小企業に関係する税制改正として次に注目したいのは、図表1-②の「事業承継税制における特例承継計画の提出期限の延長」です。事業承継税制の特例措置とは、事業承継における非上場株式の移転において、一定の要件を満たすことで贈与税と相続税を実質ゼロにすることができる優遇制度。その申請に当たるのが、都道府県知事への特例承継計画の提出です。2024年3月31日だった提出期限が、2026年3月末まで2年延長。制度利用を検討していた方には朗報と言えるでしょう。

この他、図表1-③の「交際費等から除外される飲食費の引き上げ」と④の「中小企業事業再編投資損失準備金制度の拡充」も、覚えておきたい税制改正。前者は、物価上昇による飲食費高騰への対応として、中小法人が損金算入できる飲食費の上限を「1人当たり5,000円以下」から「1人当たり1万円以下」に引き上げ。後者は、中堅・中小企業が、複数の中小企業を子会社化して経営資源を集約化させるなどの支援として、制度の拡充を行います。 M

■ 図表1 2024年度税制改正大綱のポイント

- 1 賃上げ促進税制の拡充
- 2 事業承継税制における特例承継計画の提出期限の延長
- 3 交際費等から除外される飲食費の引き上げ
- 4 中小企業事業再編投資損失準備金制度の拡充

■ 図表2 賃上げ促進税制の概要(中小企業の場合)

必須要件	+	追加要件	⇒	優遇内容
給与等支給額が前年度比で1.5%以上増加 ⇒ 15%税額控除*		教育訓練費が前年度比で10%以上増加 ⇒ +10%税額控除*		最大で賃上げ分の 45%税額控除
or				
給与等支給額が前年度比で2.5%以上増加 ⇒ 30%税額控除*		NEW! 女性活躍・子育て支援 ⇒ +5%税額控除*		NEW! 赤字の場合は、黒字になるまで 最大5年間控除額を繰り越せる
<small>*法人税額の20%を上限とします (出所)与党税制改正大綱、中小企業庁の資料などをもとに当社作成</small>				